別記様式(第 11 条関係)

(表面)

第　　号

日本年金機構法第 48 条第 2 項の規定による身分証明書

写真

官職

氏名

生年月日

年　　月　　日交付

厚生労働大臣　　印

(裏面)

日本年金機構法(抄)

(報告及び検査)

第 48 条　厚生労働大臣は、この法律、厚生年金保険法、国民年金法、子ども・子育て支援法、健康保険法又は船員保険法を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所その他その業務を行う場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3　第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第 58 条　第 48 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、30 万円以下の罰金に処する。

備考　用紙の大きさは、B 列 8 とすること。